

## 電子取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### (目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE(以下「この法人」という。)において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の全ての役員及び職員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

### (運営責任者)

第3条 この規程による事務処理を運営する責任者は、理事長とする。

### (電子取引の範囲)

第4条 この法人における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等の電磁的情報の受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等の電磁的情報又はホームページ上に表示された請求書や領収書等をパソコンの画面を画面印刷しての利用
- (3) 請求書や領収書の情報をインターネット経由で提供されるサービス(以下「クラウドサービス」という。)の利用
- (4) クレジットカードの利用明細情報、交通系 IC カードによる支払情報及び携帯電話に搭載搭載された機能による決済情報等を活用したクラウドサービスの利用
- (5) ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機の利用
- (6) 請求書や領収書等の情報を光学的ディスク等の記録媒体を介しての受領

### (取引情報の保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定める情報については、事務所に備え付けている電磁的記憶装置内に10年間保存する。

### (対象となる情報)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- (1) 見積依頼情報
- (2) 見積回答情報
- (3) 注文情報
- (4) 納品情報
- (5) 支払情報

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理及び処理の責任者(以下「管理責任者」という。)は事務局長とする。

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、管理責任者は以下の内容を記載した書面により理事長へ提出しなければならない。

- (1) 申請日
- (2) 取引件名
- (3) 取引先名
- (4) 訂正または削除日付
- (5) 訂正または削除内容
- (6) 訂正または削除理由
- (7) 処理した者の者名

2 理事長は、前項の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、取引関係情報の訂正または削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正または削除履歴がある旨の情報を付すとともに処理報告書を作成し、理事長に提出する。

4 第1項及び第3項で作成された書面は、事後に訂正または削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正または削除の対象となった取引情報の保存期間が満了するまで保存する。

この規程は、令和4年5月24日から施行する。(令和4年5月24日理事会決議)